

# 第 3 回久慈市農業委員会会議録

令和 4 年 5 月 23 日開催

久慈市農業委員会

## 第 3 回 久慈市農業委員会議

1 日 時 令和 4 年 5 月 23 日 ( 月 ) 13 時 30 分 ~

2 場 所 久慈市役所 大会議室

3 付議事件

- (1) 農地法第 3 条の規定による許可について
- (2) 農地法第 5 条の規定による許可について
- (3) 農地法の適用外証明願いについて

4 報告事項

- (1) 農地法第 3 条の 3 の届出書の提出について
- (2) 会務報告
- (3) その他

5 出席者 22 名 (出席者名簿のとおり)

6 関係機関

事務局	事務局長	藤 原 亮 一
	係 長	鶴 飼 勝 浩
	主 査	小 野 寺 靖

## 第 3 回 農業委員会議出席者名簿

出席…○

### 農 業 委 員

議席	氏 名	出席
1	新井野 勉	○
2	三上昌明	○
3	米澤 豊	○
4	木村晴子	○
5	田村英寛	○
6	鹿糠 勇	○
7	中塚義弘	○
8	小倉 明	
9	上村信志	○
10	高倉道夫	○
11	宇部文人	
12	鹿糠 勢津子	○
13	大鹿糠 正行	○
14	柿木 敏由貴	
15	宇部 繁	○

地区	氏 名	出席
久慈	間 健 倫	
久慈	城 内 仲 悦	○
小久慈	岸 里 卓 見	○
長内	岩 崎 壽 吉	○
大川目	切 金 伸 広	
夏井	中川原 広 志	○
宇部	大 崎 惠 作	○
侍浜	桑 田 孝 一	
山根	松野下 富 則	
山形	大 上 和 義	○
山形	長 内 廣 一	○
山形	下 舘 靖	○
山形	内久保 宏 明	
山形	下 舘 定 一	○
山形	類 瀬 徳 美	○

開会	13時30分
事務局長	<p>只今から令4年度第3回久慈市農業委員会会議を開催いたします。</p> <p>開会にあたりまして、宇部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
会長	<p>皆さまご苦勞様でございます。</p> <p>田植え等で忙しい時期でもあり、欠席の委員も多数いらっしゃいますが、皆様方には、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。</p> <p>先週、岩手県農業会議主催の会長・事務局長会議がありまして出席して来ましたが、そこで、農地等利用の最適化推進活動についての説明があり、委員の方々のひと月あたりの活動日数について10日間の活動目標とする旨の話がありました。これは、国から示されたものですが、活動するにあたってはなかなか厳しい目標数値でございます。私も帰り際のアンケートに記載してきたのですが、委員の方々は自分の仕事もしている中で、ひと月の間に10日間も活動するのは難しいものとおもっています。遠野市の会長さんからもひと月の間に10日間も活動するのは実行が難しいといった意見もありました。</p> <p>実は5月31日全国農業委員会会長大会の際に県選出の国会議員さんへの要請活動が東京で予定されておりまして、その場でもこのような実行が難しい活動については検討いただきたい旨要望して参りたいと考えています。</p> <p>本日もよろしく願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>本日の欠席通告委員を報告いたします。</p> <p>委員より欠席通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>8番小倉委員、11番宇部文人委員、14番柿木委員、間推進委員、切金推進委員、桑田推進委員、松野下推進委員、内久保推進委員より欠席通告がありましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは、久慈市農業委員会会議規則第7条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事については、宇部会長にお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>それではこれより議事に入ります。</p> <p>まずは議事録署名委員、および会議書記の指名を行います。</p> <p>久慈市農業委員会会議規則第10条の規定により議事録署名委員及び書記を、当職から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議無し」の声)</p> <p>それではご異議無しと認め、議事録署名委員に5番田村委員、6番鹿糠勇委員を、書記には事務局職員の鶴飼係長を指名いたします。</p> <p>それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明を願います。</p>
<p>小野寺主査</p>	<p>1ページをお開き願います。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p>

	<p>以上で議案第1号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>ここで現地調査員の報告をお願いします。</p> <p>付議番号1番について、中塚委員さんをお願いします。</p>
<p>中塚委員</p>	<p>付議番号1番について現地調査をして来ましたのでご報告します。</p> <p>5月16日事務局2名と私の計3名で現地調査を行いました。</p> <p>場所は〇〇病院から南、アンバーホール方面に約300メートル〇〇橋下のJR線沿いの〇〇認定こども園の近くになります。</p> <p>現地は、雑草や一部雑木等もありましたが、手入れをすれば畑として野菜栽培等できると思いますので、何ら問題のないものとして見てまいりました。</p> <p>ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご苦勞様でございました。</p> <p>事務局の説明と現地調査員の報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第1号農地法第3条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>それでは特に意見がないものとして決定いたしました。</p>

	<p>次に議案第2号農地法第5条の規定による許可を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
小野寺主査	<p>3ページをお開き願います。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可についてご説明いたします。</p> <p>(以降、議案朗読説明)</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります</p>
会長	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>現地調査員の報告をお願いします。</p> <p>付議番号1番につきましては、長内推進委員さんお願いします。</p>
長内推進委員	<p>議案第2号、付議番号1番について説明させていただきます。</p> <p>5月16日事務局2名と高倉委員、私の4名で現地を見てまいりました。</p> <p>場所は、〇〇で天満宮のところを左折したところになります。</p> <p>現地は奥に母屋があり、道路側の土地が申請地になります。</p> <p>ここ数年畑として耕作されているような形跡はありませんが、今回住宅を建設しようという事ですので、特に問題ないものとして見て参りました。</p> <p>次に、付議番号2と3については、高倉委員の方から報告いたします。</p>

<p>高倉委員</p>	<p>それでは、私の方から付議番号２と３についてご報告いたします。</p> <p>まず、付議番号２ですが、場所は、〇〇病院の通りを△△方面に向かいまして100mくらいの道路沿いになります。</p> <p>現地は住宅が立ち並び、隣にもアパートが建っており、店舗兼住宅を建設するという事で、特に問題ないものとして見て参りました。</p> <p>次に、付議番号３ですが、場所は、小久慈町の〇〇へ向かう途中の△△になります。</p> <p>現地は、幅が20cmくらい、長さが50mくらいの細長いところで、介護施設の通路として利用されるようですが、やむを得ないものと見て参りました。</p> <p>以上、ご審議の程よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご苦労様でした。</p> <p>議案第２号について事務局からの説明と現地調査員からの報告が終わりました。</p> <p>質疑を許します。</p> <p>（「無し」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。採決いたします。</p> <p>議案第２号農地法第５条の規定による許可については特に意見がないものとしてよろしいですか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>それでは、特に意見がないものとして決定いたしました。</p> <p>次に、議案第３号農地法適用外証明願ひについてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>

<p>小野寺主査</p>	<p>9 ページをお開き願います。  (以降、議案朗読説明)  以上で議案第 3 号の説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。  次に現地調査員の報告をお願いします。  長内推進委員さんをお願いします。</p>
<p>長内推進委員</p>	<p>付議番号 1 番ですが、場所は、〇〇で先ほどの議案第 2 号の付議番号 1 番と同じところになります。  現地は、以前から住宅に入る通路として利用されており、すでに砂利敷きの道路のような状況でした。  適用外証明もやむを得ないものとして見て参りました。以上で報告終わります。  ご審議の程よろしくをお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>はい、ご苦労様でした。  議案第 3 号について事務局からの説明と現地調査員の報告が終わりました。  質疑を許します  他にございませんか。  (「無し」の声)  質疑を打ち切ります。採決いたします。  議案第 3 号農地法適用外証明願いについては特に意見がないものとしてよろしいですか。  (「異議無し」の声)  それでは特に意見がないものとして決定いたしました。  次に報告事項(1)農地改良等届出書の提出ついてを議題といたします。事務局の説明を願います。</p>

<p>小野寺主査</p>	<p>11 ページをお開き願います。</p> <p>報告事項（１）農地改良等届出書の提出がありましたので ご報告いたします。</p> <p>（以降、報告事項を朗読報告）</p> <p>以上で報告事項（１）の報告を終わります</p>
<p>会長</p>	<p>質疑を許します。</p> <p>（「無し」の声）</p> <p>質疑を打ち切ります。</p> <p>報告ですので、次に進ませていただきます。</p> <p>報告事項（２）農地法第３条の３第１項の届出書の提出に ついてを議題といたします。</p> <p>事務局の説明を願います。</p>
<p>小野寺主査</p>	<p>13 ページをお開き願います。</p> <p>報告事項（２）農地法第３条の３第１項の規定による 届出書の提出がありましたのでご報告します。</p> <p>（以降、報告事項を朗読報告）</p> <p>以上で報告事項（２）の説明を終わります</p>
<p>会長</p>	<p>はい、事務局の説明が終わりました。</p> <p>相続ですからよろしいですね。</p> <p>（「無し」の声）</p> <p>次に進ませていただきます。</p> <p>報告事項（３）会務報告、事務局長お願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>14ページご覧いただきたいと思います。</p> <p>会務報告になります。</p> <p>５月16日、農地法第３条、５条、適用外を、中塚委</p>

	<p>員、高倉委員、長内推進委員に現地調査を行っていただきました。</p> <p>5月18日、会長・事務局長研修会が盛岡市で開催され、会長と私が出席しております。</p> <p>5月20日、久慈地方農業農村活性化協議会総会が大会議室で開催され、会長が出席しております。</p> <p>本日、第3回農業会議となっております。</p> <p>なお、次回の農業委員会議ですが、6月23日木曜日、午後1時30分大会議室となっておりますので、よろしくをお願いいたします。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>会務報告が終わりました。</p> <p>何かございますか。</p> <p>なければ以上で、報告事項は終わらせて頂きます。</p> <p>次にその他でございますが、みなさんから何かございますか。よろしいですか。</p> <p>事務局から何かありますか。</p>
<p>鶴飼係長</p>	<p>私からから3点お知らせでございます。</p> <p>まず、最初に、6月の総会の開催日についてでございます。</p> <p>先ほどの会務報告で報告がありましたとおり、6月は23日が開催日となっております。年間予定表では、6月21日となっておりますが、市議会と予定が重なったため、23日に変更になっております。お間違えのないようお願いいたします。</p> <p>次に、遊休農地解消事業についてでございます。</p> <p>本日は、間農地部会長と小倉農政部会長が欠席でございますので、私の方から実施予定につきまして報告</p>

させていただきます。

今年度の事業についてですが、大川目町の砂子地区でそばの栽培を予定しております。

播種作業は7月25日頃を予定しております。

具体的な実施場所等詳細につきましては、来月以降にお知らせいたします。

次に、目標及びその達成に向けた活動計画につきましてご説明させていただきます。

目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、国の方から示しております様式にならしまして、全国の各農業委員会でを行っているものでございまして、その内容は、昨年度の農業委員会の活動状況の点検と、今年度の活動目標の設定になっております。

まず、最初に、資料1をご覧くださいとおもいます。

こちらは、平成28年10月に策定いたしました「久慈市農業員会の農地等の利用の最適化に関する指針」でございまして、この指針ですが、農業委員会で農地利用の最適化の推進活動をしていくうえでの目標を定めたものでございまして、国からの通知によりまして、各農業委員会で定めているものでございまして。

3つの項目がありまして、平成28年から10年後の目標値を定めたものでございまして。

3つの項目でございまして、①遊休農地の解消、②担い手への農地の利用集積、③新規参入の促進、これら3つの項目につきまして、農業委員会の活動として取り組んでいるものでございまして。毎年度、活動の目標値を定めるわけですが、この指針の目標に沿いまして、それぞれ目標値を定めているところでござい

ございます。

次に、資料 2 をご覧いただきたいとおもいます。

令和 3 年度の目標及びその達成にむけた活動の点検、評価になります、主なところにつきましてご説明をさせていただきます。

まず、1 ページでございます。本年 3 月末現在の農業委員会の状況でございます。農地の面積や農家数等の概要になっております。それぞれの表の下の、※印でございますが、これらの数値の算定方法につきましては、国から示されているものであります。主に農林業センサスの数値になっているものでございます。

農林業センサスですが、市の農政課の方で、国に報告する統計数値でございます。5 年に 1 度の統計数値でございます。なお、2020 年の農林業センサスが最新の数値となっております。

中段の右の方でございますが、農政課さんの方での数値になりますが、認定農業者数でございます。昨年度は 87 名でしたが、97 名となっております。

次に、2 ページになります。

Ⅱ 担い手への農地の利用集積でございます。

2 の目標と実績でございます。

まず、目標数値についてでございますが、2 の欄に太字で示しておりますが、「農地等の利用の最適化に関する指針」での目標値に沿いまして設定になっております。2 の欄でございますが、3 年度の目標値は、トータルですと 833ha 1 年単位ですと 111ha ございました。実績でございますが、トータルで 727ha、1 年で 5 ha ございました。圃場整備等のまとまった事業がなかったこともありまして、実績としては、5 ha という

ことで厳しい状況となっております。

次に、3ページになります。

Ⅲ 新規参入についてでございます。こちらは、農政課の方からの確認数値でございます。

1の欄でございますが、過去3年間の新規参入の状況になっております。令和3年度の実績ですが、0経営体となっておりますが、下の※1でございます。

ここでの新規参入者は、活動計画に記載した過去3年間の農地の移動を伴う新たな新規参入者数を、法人雇用や親元就農は含まないということになっておりますが、親元就農ということでは3件の新規参入があったところでございます。3件とも野菜等の栽培となっております。

新規参入につきましては、先ほどの研修会でもお話ししたしましたが、振興局や農政課等関係機関で連携しての新規担い手チームによりまして、新規就農相談会に取り組んでいるところでございます。

目標値につきましては、2の欄に太字で記しておりますが、資料1の指針によりまして1年に4経営体ということで設定しております。

これは、令和7年度まで、1年あたり4経営体の目標となっております。

次に、4ページになります。

Ⅳ 遊休農地に関する措置の関係でございます。

まず、2の令和3年度の実績等をご覧いただきたいとおもいます。

目標値でございますが、2のところに太字で記しておりますが、10haでございました。実績につきましては、15haでございました。

これは、毎年、委員の方々にご協力をいただきまして実施しております利用状況調査での、遊休農地の面積の集計によりまして算定しているものでございます。

以上が、農地の利用集積、新規参入、遊休農地の解消の状況でございますが、それぞれ、コロナの影響によりまして、諸活動が制限されたこともありまして、目標に対する実績値につきましては、なかなか厳しい結果となっております。

次に、5ページになります。

V、違反転用の関係ですが違反転用はありませんでした。

次に、6ページになります。

VI 事務に関する点検でございます。内容は、毎月の総会で審議いたしております、転用等の処理件数となっております。

1、農地法第3条に基づく許可事務でございますが1年間の処理件数ですが36件でございます。事由といたしましては、農地の売買・贈与となっております。令和2年度は25件ございましたので、11件の増となっております。また、許可事務の面積でございますが、36件の合計で103,844㎡となっております。

次に2、農地転用に関する事務、意見を付して知事へ送付した処理件数ということで、これは、いわゆる農地法第4条と5条の合計処理件数になります。

1年間で46件でした。その内訳ですが、4条が5件、5条が41件となっております。令和2年度も同じくトータルで46件ございました。ひと月あたり、だいたい4件くらいの申請件数となっております。

転用面積でございますが、4条が計10,348㎡、5条が計24,238㎡となっております。

次に、7ページになります。

3の農地所有適格法人です。合計で5法人となっております。その下ですが、農地所有適格法人からの経営状況の報告書の提出につきましては、毎年、提出をいただくことになっておりますが、5法人すべてから提出をいただいております。

次に4、情報の提供等です貸借情報の調査・提供ということで、一年間での貸借に係る件数になっております。合計で5件ございました。その内訳といたしましては、3条による貸し借り分が0件、また、利用集積による貸し借り分が5件となっております。

次に、その下になりますが、農地の権利移動、いわゆる売買等によりましての権利の移動件数になるわけですが、合計で36件となっております。その内訳といたしましては、3条によるものが36件となっております。

以上で、令和3年度の活動の点検、評価についての説明は終わります。

次に、資料3をご覧くださいとおもいます。

令和4年度最適化活動の目標の設定等についてご説明いたします。

1ページ目につきましては、先ほどの資料1の1ページ目と全て同じでございますので、2ページ目からご説明させていただきます。

実は、令和4年度からの報告様式について、国の方から様式・内容の変更がありました。タイトルも最適化活動の目標の設定等ということで変更になってお

	<p>ります。</p> <p>本日は、変更がありました項目についてのみ説明させていただきます。</p> <p>まず2ページの(2)遊休農地の解消でございます。</p> <p>①現状及び課題の表の現状の欄でございますが、今までは、遊休農地の状態によりまして1号遊休農地と2号遊休農地の2つに分かれておりました。そのうち、1号遊休農地について更に緑区分と黄区分に分けることとなりました。それぞれの定義につきましては、資料4をご参照いただきたいと思います。</p> <p>②目標でございますが、緑区分の遊休農地の解消に努めるということになっておりまして、緑区分の遊休農地の解消の欄ですが、現在157haでございますがその解消目標面積は、※にありますとおり157の5分の1ということで32haとなっております。</p> <p>次に、3ページの2最適化活動の活動目標でございます。こちらは、令和4年度からの新たな項目でございます。(1)委員が最適化活動を行う日数目標です。</p> <p>先ほどの研修会でお話しさせていただきましたが、ひと月、一人あたり10日の目標となっております。</p> <p>以上が、令和4年度最適化活動の目標設定についての説明となります。</p>
<p>会長</p>	<p>他に皆さんから何かありませんか。</p> <p>(「無し」の声)</p> <p>なければこれで終わらせていただきます。</p> <p>それでは、以上をもちまして第3回久慈市農業委員会会議を終了させていただきます。</p> <p>ご苦労様でした。ありがとうございました。</p>
<p>閉会</p>	<p>14時55分</p>

